

告 示

埼玉県告示第六百九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年五月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 K o l k a t a C u l t u r a l S o c i e t y J
a p a n

三 代表者の氏名

T A L U K D E R B I S W A J I T

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市栄町二丁目八番十一号シトラス第五ビル

五 定款に記載された目的

この法人は、日本と海外諸国とのインド文化の交流を通じて、学術・文化の振興を図り、世界の人々と協力し合い、全ての人類が自己実現できる社会づくりに寄与することを目的とする。